

功利主義原理と社会契約原理の有効性について

- 社会の必要性に応じた原理の使い分けの問題 -

塚 田 広 人

要約

功利主義は、一般的原理としては、対象とする集団を時間的、空間的に確定できないという欠陥をもつ。しかし、それは同時点集団内における、幸福の量が明確に異なる対立集団が存在する状況に適用される原理としては有用である。その一例は封建制社会の末期における市民革命の是非への適用である。社会契約の原理は、市民社会成立時に必要な初発的、基本的なルールが求められる問題状況において必要となり、また実際に適用される原理である。それは全員一致を必要とし、反対者には「離れる権利」を保障するものである。その上で、多数決原理は全員一致を必要としない程度の重要性の低い問題状況においてのみ適用されうる。

Abstract

Utilitarianism has a defect that it, as a general principle, cannot decide the human group to be focused neither from the viewpoint of time nor space. But it is useful if it be applied to a human group which has conflicting sub groups with clearly different amount of happiness, an example of which is its application to the evaluation of civil revolution at the end of feudal age. On the other hand the principle of Social Contract becomes necessary and is actually applied to such an occasion as when the first and fundamental rules for starting a civil society are needed. It demands unanimous consent and must provide the "right to leave" to the minority opponents. Based on and within the framework of these first rules, the rule of majority is applied only to the occasion with less important issues which do not demand unanimous consent.

キーワード 功利主義, 社会契約, 市民革命, 市民社会, 「離れる権利」, 多数決

Key Words: Utilitarianism, Social Contract, Civil Revolution, Civil Society, "the Right to Leave", Majority Rule

JEL Classification Code: A13, K00

目次

はじめに

- 1 功利主義の問題点について
 - 1) 「対象となる集団」の問題について
 - (1) 異時点集団の問題
 - (2) 同時点集団の問題
- 2 幸福の問題と功利主義の適用範囲について
 - 1) 幸福の定義の問題
 - 2) 幸福の集計の問題と功利主義の適用範囲
- 3 社会契約原理の適用範囲について
 - 1) 市民社会成立後の行動原理としての社会契約原理
 - 2) 基本的行動ルールへの賛否と社会形成からの離脱の権利
 - 3) ルールの重要性と多数決の適用範囲について

結論

はじめに

功利主義はしばしば人間の社会的な基本的行動原理の一つとみなされる。社会的な基本的行動原理とは人間の社会的行動、すなわち複数の人間が広義の協力関係を結ぶ場合の当事者の行動を規定する最も強力な原理である。行動を規定するとはある種の行動を促し、ある種の行動を排除するという意味で行動を制約するという意味である。

功利主義によるその制約の仕方は次のようである。すなわち、この原理は、ある社会集団に属する人間に対し、その人間が**所属する社会集団の構成員の幸福の合計が最大化されるように行動せよ**、と命じる¹⁾。

1) H.シジウィックはこの原理の代表的な提唱者・紹介者としてJ.ベンサムに言及し、そこで次の表現を功利主義の表現として紹介している。"to augment the mass of happiness in the community", "the greatest happiness of the greatest number" (Sidgwick (1907), p.88)

しかし、J.ロールズは、功利主義は社会の基本原理となりえず、社会契約説（社会の原理は社会形成者たちが合意の上で形成するものである、との考え）が正しい原理である、と考える²⁾。彼はこの考えの根拠として次のような「常識的確信」を挙げている（下線は引用者）。

1. 「われわれが、一方での自由や権利の要求と、他方での集計した社会福祉を増大することの望ましさを、原理の問題として区別し、もし絶対的なウェイトではないにしても³⁾、前者に一定の優先権を与えることは、…常識的確信によっても支持されると思われる。社会の各構成員は、他のだれの福祉も侵すことができない、正義に根差す、あるいは…生来の権利に根差す、不可侵性を持っていると考えられる。正義は、ある人々の自由の喪失が、他の人々によって分かち合われるより多くの善によって正しいとされることを、拒否する。」(Rawls (1971), 邦訳, p.20)。(... it appears to be supported by the convictions of common sense, that we distinguish as a matter of principle between the claims of liberty and right on the one hand and the desirability of increasing aggregate social welfare on the other; and that we give a certain priority, if not absolute weight, to the former. Each member of society is thought to have an inviolability founded on justice or ... on natural right, which even the welfare of every one else cannot override. Justice denies that the loss of freedom for some is made right by a greater good shared by others. (Rawls (1971), pp.27-28))

2. 「いかなるものであれそれを正しく規制する原理は、そのものの性質にかかっており、分離された諸目的の体系をもっている識別された人々の複数性が人間社会の本質的特徴であると仮定すると、社会的選択の諸原理が功利主義的であることを期待すべきではない。」(Rawls (1971), 邦訳, p.21)。(... if we assume that the correct regulative principle for anything depends

2) J. Rawls (1971)。

3) 同矢島監訳書では「ウェイトがなければ」とされているがここではこの部分はより適切な訳として「ウェイトではないにしても」に変えた。

on the nature of that thing, and that the plurality of distinct persons with separate systems of ends is an essential feature of human societies, we should not expect the principles of social choice to be utilitarian. (Rawls (1971), p.29. 下線はともに引用者が付加。)⁴⁾

3, 「人々が同意すると思われるこの複数性とか個性性」。 (Rawls (1971), 邦訳, p.21) (... the plurality and distinctness of individuals ... which men would consent) (Rawls (1971), p.29.)

このように彼は正義が社会全体の福祉に対して優先性を持っているかという問い、これに対して、持っている、と考え、その根拠として常識的確信を挙げる。

そして彼はこの常識的確信それ自体がなぜ正しいのかをさらに考察しようとした。それが彼の名著である『正義論』の重要なテーマである。彼はそこで、功利主義、あるいはその他の原理の意味、正しさ、有効性、つまり、それらは人間の行動に対して何を求め、なぜ求め、どのような結果を生むのか、という問題を考察した。そして彼は、そもそも社会とは相互に独立して存在する個人々が自らの幸福を増大させるための手段として作り出すものであること、この社会づくりにおいては協力のルールが必要であること、その最も重要な原則となるルールは全員が一致して合意できるものである必要があること、だがそこでもし各人がそれぞれ自らに有利なルールを、つまり、自分の個性、特徴に有利なルールを提案すれば全員一致のルールは不可能であること、よって各人の個性を考慮しないルールを作ることが必要となり、それは無知のヴェールという想像的装置によって可能となること、そしてそ

4) なお、渡邊幹雄氏は、ロールズによる功利主義批判に関して、功利主義者は、常識的にそうと考えられていることとは異なって、実は、自由や権利が他と比較にならない効用をもたらすと考える可能性がある（『再説』, 402ページ）、自由の優位性、すなわち自由が幸福の他の源泉よりも大きな満足をもたらすと仮定すれば、功利主義によっても、人間はまず自由の総和からの満足を最大化し、次にその他からの満足を最大化することを、社会ルールとするだろう（同上）、と考えた。これは社会契約の原理を功利主義の原理の一形態として位置づける可能性を示唆する発想である。しかし、本稿では以下で見るように、これと異なり、そもそも両原理が対象とすべきものが異なっているという視点からこれらを区別すべきと考える。

ここで選択されるルールは同書の言う正義の二原理となること、を述べ、上の問いへの回答とした。

なお、このような考察の方法は、上の引用箇所²で述べている「いかなるものであれそれを正しく規制する原理 (the correct regulative principle) は、そのものの性質にかかって」いる、という視点を社会の出発点における基本的ルール作りという場面に適用したものと言えよう。そしてこの視点はどのようなものを考察する場合にも有用な視点であろう。ここで、あるものを規制する原理とは、それが自然物であれ人工物であれ、それが持つ基本的原理、すなわち、構成原理、運動原理であると言い変えることができよう。ここではそれはある社会の構成・運動原理であり、また同じことであるがその社会を構成する構成員の行動原理である。その原理・法則性は、当然、その社会それ自体の性質から生まれるものであり、また、ある社会の性質はさらに遡って、その社会を構成する構成員自体が持つ性質にかかっていると見えよう。この意味で、彼が正義という社会の一つの行動原理を考察する際に、この原理が由来するものそれ自体、すなわち社会を形成するにあたっての人間の行動に注目したことは正しいことであると考えられる。

本稿では、上のようにシジウィックやロールズによって市民社会（すなわちその構成員）が持つ行動原理として有力であるとみなされている功利主義の原理と社会契約の原理をとりあげ、その有用性の問題を検討する。そして、その結果、これらの行動原理は、それらが適用される社会の特定部分（時間的あるいは空間的な意味でのそれ）に正しく対応したものであるべきこと、そして、この点から考えると、功利主義は社会の総幸福という大きな問題を扱うのに適しているが、同時にその適用対象範囲はこの原理が不可避とする概略性に制約されるものであり、社会体制の移行などの場面で有効なものであること、そして社会契約原理は〈功利主義の原理を基底として成立し、その上で行われる市民社会〉における各人の基本的行動原理を対象とするものであり、そこにおいて最も有用性を発揮するものであることを論じる。

1 功利主義の問題点について

功利主義の原理、また社会契約の原理は、基本的には両者ともこれまで、人間の社会的行動を普遍的に対象とするものであると想定されてきたと言える。しかし、まず功利主義については、以下に示すように、その普遍的、一般的な適用の場面を想定するとき、その具体的な適用にはかなりの困難さが伴うことも広く指摘されてきた。この点をまず確認し、その考察の過程で、功利主義の正しい適用範囲は社会の総幸福を問題とするような大きな問題の場面に限られるべきであることを明らかにしよう。

功利主義の適用の困難さとしては以下の諸点が挙げられる。

1) 「対象となる集団」の問題について

(1) 異時点集団の問題

功利主義の原理を適用しようとする際にまず最初の問題となるのは、時間を考慮したとき、誰の幸福を考えるのか、集計の対象とするのか、である。つまり、現時点における人間集団の幸福のみを考えるのか、それとも将来のある時点における人間集団の幸福も含んで考えるのか、という問題である。後者の例としてはたとえばある家族において両親が子供と孫のために現在の自分の幸福を犠牲にして遺産を残そうとする行為を考えてみよう。これは現在世代の幸福を犠牲にして将来世代のために教育を強めるという行為である。ところで、上の例に見られる行為は、将来世代の中でも相対的に現世代に近いもののみを対象としているが、ここで検討対象となる将来の人間とはそのような人たちのみではない。しかし、それ以上の子孫を対象に現在の行為を決めることができるかといえ、50年後、100年後について、まして1000年後の状況を正確に想像することはできないであろうから、それはほとんど不可能であると言えよう。すると、少なくとも現在の人間の予測能力からして、将来の人間の幸福を考慮に入れようとしても、それが可能なのはせ

いぜい子供、孫の世代までであろう⁵⁾。

(2) 同時点集団の問題

上のことから、対象集団は時間的に近い集団であるとしよう。しかし、このような集団は実は多数想定しうる。そこではまず、人類以外の生物を含むべきかの問題が考えられる。the greatest number という言葉はまず人間集団の全員を意味するものと考えることができよう。また、さらに、この number の中には、地球以外に住む人間と類似した生物を含むと考えることもできよう。また、それを地球に住むもののみ限定して考えてよいとしても、それは人間だけなのか、それとも人間以外の動物、ことに人間とよく似た動物で、功利主義における幸福の構成要素である pleasure と pain を感じることでできる動物も含むべきであろうか。こうした疑問が生まれるが、ここでは常識的判断は人類のみを対象とするものであると仮定して考察を進めよう。

ここで、さらに次の問題が生じる。人類の一人一人が所属する集団は同時に複数ありうる。では、構成員の幸福を集計するときの集団とはそれらのうちのどれを選ぶべきだろうか。たとえば、ある人は同時に家族の一員であり、会社の一員であり、国家の一員であるというように、人間は同時に複数の集団に所属しうる。この時、功利主義が命ずる幸福の最大化はどの集団の幸福を指すのであろうか。すべての集団の幸福の最大化が同時に達成され

5) シジウィックもまた、将来の人間の性質を予見することの困難さから、功利主義で扱える集団は現時点での集団、あるいは現時点に近い集団でしかないと想定しているように見える。("... whether we consider the intellect of man or his feelings, or his physical condition and circumstances, we find them so different in different ages and countries, that it seems *prima facie* absurd to lay down a set of ideal utilitarian rules for mankind generally. ... The nature of man and the conditions of his life cannot usefully be assumed to be constant, unless we are considering our attention to the present or proximate future ... (Sidzwick (1907), pp. 467-9) たしかに、遠い将来の人間を功利主義の行動原理の対象に含むことは、その人間たちがその時どのような願望と環境の中にいるのかを知ることはほぼ不可能に近いであろうから、現実性をもたないであろう。よって、功利主義の原理は近い将来の人間のみを対象にするものであると言えよう。

ば問題はないが、それは不可能に近いであろう。上の例では、国家の構成員全員の幸福の最大化と、会社の構成員全員の幸福の最大化と、家族の構成員全員の幸福の最大化を同時に実現できればよいが、それは困難であろう。たとえば、ある国が戦争をはじめ、一人の人が徴兵される場合を考えよう。この人がこれを受け入れると国家全体の幸福が増えるとする。しかし、他方で、この人の家族全体の幸福が減るとする。これはありそうな事例である。もしこの矛盾が実際にありうると判断されるならば、功利主義はその原理が適用される対象となる集団をどのように選択するか、できるかの原理をもっていないという意味で、一般的な適用可能性をもたない原理であると言えよう。

2 幸福の問題と功利主義の適用範囲について

ここまででは所属する社会=集団の定義に関する問題を見たが、功利主義には他にも問題点がある。次の問題は幸福の集計についてであり、これがそもそも可能であるかが問題となる。

1) 幸福の定義の問題

幸福の定義それ自体は可能である。ここでは、幸福とは個人において感じられる幸福感であるとする。各人があるものを経験したときに、さらにその再現を求めるか否かによってそこで感じたものが幸福であるか否かを判断できると考えよう。ここでは、再現を望む経験から得られるものを pleasure (快)、再現を望まない経験から得られるものを pain (不快) と呼ぼう。

2) 幸福の集計の問題と功利主義の適用範囲

功利主義の原理においては、ある行動が、考察の対象となる集団の全構成員に対して及ぼす快・不快の量を集計し、別の行動がもたらすそれとを比べ、行動を選択せねばならない。そのためには幸福の総量を比較することが

必要である。仮に比較対象が二つの場合を考えよう。そのためにはある行動が個々人に生み出す幸福の量を知らねばならない。しかし、それは非常に困難である。たとえば一つのアイスクリームから得られる幸福の量と、一つの果物から得られる幸福の量を正確に知ることは困難である。それは一人の人の中での場合でもそうであるし、複数の人の間でのそれもそうである⁶⁾。

量を知ることと関連させて、ここで比較の問題を考えておこう。われわれは実際に日常、アイスクリームを買うか果物を買うかといった選択を行っている。この比較、選択の際に、われわれはどちらを消費するほうが自分の快=幸福が大きいかを考えている。この時われわれは「今日は暑いからアイスクリームの方が自分に与える快=幸福の方が大きい」等と考えて選択を行うであろう。その時は明らかにわれわれは二つの対象物が自分の中に生み出す幸福の量を想像し、比較している。その意味では我々はそこで幸福の量を知っている。この場合、もし二つの対象物が生み出す幸福の量が非常に大きな違いをもつときはその違いはいっそう明瞭に認識できよう。例えばご飯茶碗一杯の秋田産コシヒカリのご飯と新潟産コシヒカリのご飯から得られる幸福の量を比較することは難しくても、一杯のご飯と一粒のご飯とから得られる幸福の量を比較することは、より容易であろう。しかし、それはやはり精確性には欠けるであろう。この場合でも一杯のご飯からの幸福が一粒のご飯からの幸福の何倍に当たるかを認識することは難しいであろう。したがって、ある個人における幸福の量の認識においては、一般的には、それはある時点での二つのものから得られる幸福の大きさの相対的比較（たとえば一粒のご飯からの幸福は一杯のご飯からのそれより小さい）、そして可能な場合はその相対的比率間の比較（たとえば10粒のご飯からの幸福と一杯のご飯か

6) シジウィックはそれをこのように表現している。“... we are now in a position to consider more closely to what method of determining right conduct the acceptance of utilitarianism will practically lead. The most obvious method, of course, is that of Empirical Hedonism, ... according to which we have in each case to compare all the pleasures and pains ... however ... the more restricted application of this method ... was involved in much perplexity and uncertainty. (Sidgwick (1907), p. 460)”

らの幸福の比率は1粒のご飯からの幸福と一杯のご飯からの幸福の比率よりも大きい)を行える程度以上の精確性は持たないであろう。したがって、功利主義を現実に適用するために必要な幸福の認識という点で問題なのは、われわれは幸福の量を知ることができるが、それは非常に限られた場合のみであるということである。

しかし、ある場合にしか有用ではないということは、その場合には有用であるということであり、その有用性をもつ場合を見落とすべきではないということにもまた注意せねばならない。

では、集団の選択の困難と、幸福の集計の困難とから、功利主義は社会的諸問題を解決するための行動原理としては有用性をもたない空想的な行動原理であると結論すべきであろうか。そうではない。

まず、上のように、少なくともわれわれはある時点における二つの幸福の量をだまかに知ることはできる。しかし、これだけだとその認識は一個人の行動原理となるにすぎず、社会の人々一般に関わる選択肢を判断することを目的とする功利主義の原理とはならない。しかし、社会の、明らかに圧倒的な数の個人が、ある一つの問題の選択において、一方の選択肢からの幸福を他方からのそれよりも明らかに大きいと判断する場合は、それは功利主義の原理が実行可能な状態を示している。従って、功利主義の原理、すなわち各人は社会の幸福の総量を最大化するように行動すべし、という行動原理は、明らかに大きな違いをもつ幸福の量の間の選択原理としては、実際に適用可能である⁷⁾。

上の意味で功利主義を適用できる重要な例の一つとして、**封建時代末期の領主層と領民層の幸福の比較**が挙げられる。市民革命にいたる社会状況の歴史を見れば、そこでは両者が享受する富の量、そしてそこから生まれる幸福感には明らかに大きな違いがあったと言えよう。そして、この両集団において、圧倒的多数を占める領民集団が、社会の富の分布状態に不満を持

7) それ以外の問題に対しては適用不能である。なお本稿では、すべての幸福の量を精確に測り、集計することができる能力を持っている超人は想定していない。

ち、それを変更したいと願ったという状況に対し、功利主義の行動原理、すなわち、人間は社会の最大多数の幸福を最大化するように行動すべしとの原理は、その変更をすることが正しい行動であるとしてこれを是認する。したがって、功利主義の原理は、一般に、ある社会において多数者集団が少数者集団との関係である行動を採ることによって自らの幸福を最大化させることが可能であることが明らかな場合に、それが正しいと判定する原理となる⁸⁾。

ここである人がある人（当人であるか別の人であるかを問わない）のある行為を正しいと判定するとは、その行為を見た人が、その再現を是認するということである。ある人にとってある行為が、その再現を是認するものであるときは、その行為はその人にとって正しいのであり、そうでなければ正しくないのである。後者の場合はその人はそのような行為が再び行われることを阻止しようと行動するであろう。

このことは次のように言い換えることができる。一般的に、ある人間のある行動が正しい (right) か否かは、その行動がそれを判定する人にとって、その判定者の目的に役立つものであるかどうかにかかっている。上の例では、行動の当事者は多数の領民であり、彼らの目的は封建制度をなくすことによって自らの集団の幸福を増加させることであった。彼らはそのために行動し、当初の目的を達成したと考えられるので、その意味でそこでの行動は彼らにとって正しいものであった。また、このような行動は功利主義の原理を是認する人々によっても当然正しいと判断される。

なお、ある社会における多数者がその社会のあり方に対して不満を抱き、

8) ベンサムがこの意味で、より貧しい多数者集団の幸福の増加を正しいと考える視点を持っていたことは彼の次の言葉からわかる。「比較的少数の寵臣をとまなったり、伴っていなかったりする、ある一人の人間の最大幸福を、その現実の目標または目的としている、すべての統治にとっては（下線引用者）("to every government which has for its *actual* end or object, the greatest happiness of a certain one), この原理は疑いもなく危険なのである。」Jeremy Bentham, *A Fragment on Government and an Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, Blackwell's Political Text, Oxford, 1948, p.129. 邦訳「道徳及び立法の諸原理序説」山下重一訳、『世界の名著』関嘉彦編、中央公論社、1967年、86ページ。

かつその社会の変化を望む場合には、そのために行動すべし、とするものが功利主義である、とすると、この原理はもう一つの要素を付け加えるならば、人間社会の変化の法則（もしこの言葉が強すぎるならば強い傾向性）を表現するものとなる。その要素とは、そのような多数者がその変化をもたらす力を持っている、という条件である。この条件を入れると、功利主義の行動原理は次のようになる。ある社会における多数者がその社会のあり方に対して不満を抱き、その社会の変化を望み、かつそれを実現する力を持っている場合には、その社会はそうのように変化する。この時、功利主義の原理は各人にとっての行動原理ではなく、社会の変化の法則を表す歴史的变化の原理となる⁹⁾。功利主義の行動原理はこうしてある種の集団的行動がとられる場面においてその行動を是認する原理となる。そしてまたそれはほぼ、そのような状況において社会の変化の法則性を示すものとなりうると言えよう。

なお、社会のあり方を決める際に多数者が少数者よりも優位に立つというこの法則性は、人間が長い歴史の中で生産力を発展させ、封建時代末期に至って人間一般がホブズ的平等性¹⁰⁾を強める段階に至って、その有効性を増した。人間相互の持つ知力その他の力が実は少数者の支配を長期にわたって可能とするほどの差をもつものではないことが明らかとなったホブズ的平等性の時代においては、多数者の願望はほぼ必ず実現する願望、すなわち自己実現的願望（self-realizing or self-fulfilling wish）に変わる。市民社会において成立した政治的平等性すなわち政治的発言権の平等性はこの法則の実現を後押しするものとなる¹¹⁾。こうして、この意味での功利主義によって表現される行動原理は、ホブズ的平等性が強まった封建制末期と市民社会の成立以降の社会では強固な実現性をもつ社会変化の原理となる。

9) ベンサムの功利主義をこのように性格付ける見方については、拙著、『社会システムとしての市場経済』第2版、2009年、成文堂、67ページを参照のこと。

10) ホブズ的平等性については、前景拙著、27ページの注12を参照のこと。

11) なお、この時代においても過半数に満たない集団もそれが持つ武力等の力次第では、また他の少数集団との連携次第では、社会を変えることはできる場合があるが、それは過半数集団の場合と比べ、不安定な変革となろう。

3 社会契約原理の適用範囲について

1) 市民社会成立後の行動原理としての社会契約原理

ただし、功利主義の原理の有効性はそこまでである。功利主義の考え方は、上のこのような数百年単位の社会体制の変革につながるような、多数者集団と少数者集団の間の**明確な幸福量の違いがある場合には適用可能であった**。上述のように、このような場合にはこの原理はそこでの多数者集団の行動を是認する原理となり、また、多数者の力が十分に強い場合には多数者の望む方向に社会が変化することを説明する原理ともなった。問題はこの後である。このような意味での有効性をもつ功利主義の原理が、市民社会の成立以後、上のような**その本来の適用可能範囲の外で適用されるならば、それは逆に悪い結果を生む**であろう。そして封建社会末期にそれを適用し、成功した経験がその原理の重要性を人間社会に強く印象付けたことは、その原理がその後続く社会の展開過程においてその本来の範囲以外にまで過剰に適用される危険性を生んできたかもしれない。

功利主義の原理は封建社会末期には、人間は最大多数の最大幸福を目的として行動すべしという行動原理として表現された。だがこの原理が適用可能なのは上に見たように限られた場合であり、その重要な例が、封建社会を維持したい集団と新しい社会（結果としては市民社会）を作りたい集団との間の対立という場面においてであった。しかし、その後も、多くの場合、この原理は**市民社会内部の諸集団間の利害対立の問題に対して一般的に適用可能であるとみなされてきた**。すなわち、市民社会で様々な立法を行う場合や様々な行政行動を行う場合に、「社会全体の幸福の最大化」、または、「最大多数者集団の幸福の最大化」を問題解決の基準として採用する機会が多かった。こうした場面での決定は例外なく、最終的には**多数決によって決められる**。この多数決という決定原理が受け入れられているのは、多数者の幸福を社会の行動原理とするという功利主義の原理がそこで採用されているこ

とを意味する。

しかし、市民社会成立以後の利害対立の問題は一般的に功利主義で対応可能なものではなかった。市民社会における問題とは、政治的な平等性、つまりルールを決める力を一人一票として平等に持つという意味で平等な社会構成員を前提とした社会において、複数の集団間で利害対立が生じるとき、それを解決するルールは何か、というものである。そこでの問題状況は、かつての封建時代末期のように、対立集団間の幸福の量は大きく異なっていることが明白であり、対立集団間の和解は発言権の不平等のもとで不可能であるというものではない。

では、その政治的発言権の平等という新たな重要な特徴を持つ市民社会という新たな状況に適した行動原理とは何か¹²⁾。なお、政治的発言権は実際の歴史では市民社会成立以後、当初はまだ封建制的な思考の残滓の中で一部の人々に限られていたが、その後徐々に拡大してゆき、普遍的な参政権の実現として完成を見、現在に至っている。以下では、社会形成時に求められる基本的行動ルールを考察するが、この場合の社会形成時の社会状況にはすでにこの意味での政治的発言権の平等が達成されていることを前提する。

人間はこのように社会形成機に政治的発言権の平等のもとに社会形成のためのルールの形成行動を行う。社会形成のためには協力のためのルールの形成が不可避であり、そして、そのルールは社会を形成するために集まった人々によって考案され、選択され、合意される以外にない。この合意の行動を契約行為とみなすとき、この行為は社会形成のための契約行動となる。こうして、この時点における問題は**社会契約の原理**の形成の問題とみなすこと

12) 功利主義の原理には、各人を平等な重さとして見る、一人一人の重要性を同等に一と見るという考え方が含まれている。この部分は、それゆえ社会の最大幸福を考える際には社会の最大多数者のそれが優先されるべきである、という結論につながるのであるが、この平等性を述べた部分をこの結論部分とは切り離して考えたとき、功利主義の原理に含まれるこの平等性の原理の部分は、市民社会においては普遍的に適用可能な原理であることが注目されるべきである。(The principle which most Utilitarians have whether tacitly or expressly adopted is that of pure equality-as given in Bentham's formula, "everybody to count for one, and nobody for more than one." (Sidwick (1907), p.417)

ができる。

さて、では市民社会の成立時の人間の立場に身を置いて、人間はこの社会の形成時にどのような行動原理、行動ルールを形成するか、考えてみよう。この、市民社会成立時の、人々が新しい行動ルールを決める際の状況は次のようである。

彼ら¹³⁾は、

1. 自分の幸福を最大化することを目的としている。
2. そのためには協力行動が必要であると考えている。
3. 協力行動のためには協力方法のルールが必要であると考えている。
4. そのルールとは協力行動の枠組みであり、協力行動を行うためには、何をしなければいけないか、してよいか、というルールである。これは義務の範囲と自由の範囲を決める。
5. その際、彼らは政治的発言権は平等であることを知っている。
6. また、それゆえ、社会の集団間で幸福の量の明白な差が存在する状況が生じても、多数者が望めば政治的交渉すなわち議会を通じてそれを変更できることを知っている。

このような条件下で彼らは、4の何をしなければいけないか、してよいか、のルールを決めねばならない。

何をしなければいけないか。まず第一に、協力のためには（もちろん市民社会段階のそれは自発的な協力である）その前提として相互の安全の保証が必要となる。すなわち、相互に心身を傷つけないというルールである。相互の安全を保証することはお互いの間に協力関係が存在しうるための不可欠の前提である。したがってこのルールは社会形成のための最重要なルールであり、それゆえそれは実際に、多くの国で基本的人権の最重要な一部をなすものとして合意されている。次に第二に、独裁者の否定も必要となる。これも

13) 本稿で彼ら、とは they の意味であり、男女をとにも含む用法として使用する。

また国民主権として合意されている。そして第三に**政府の形成・維持**が必要である。その社会をある形で維持することに合意した人々、つまりその社会の構成員はそのルールを維持するために行動しなければならない。これが政府の活動である。このような政府を維持し、運営する作業が不可欠となる。以上の三つが義務の範囲を形成する。

その上で各人は自らの幸福を最大化する行動、自由な幸福追求の行動を行う。封建時代に至る人間社会における否定的な経験、すなわち一部の人間による多数の人間に対する支配に見られるような、ある人間が他者の幸福追求を制約するという経験への反省から、この幸福追求の自由は新しい社会において最大限の尊重を受けるべきと考えられている。しかし、各人の行動の自由と幸福追求を重要な行動原理とした場合、これら二つの原理はそのままで両立しない場合がある。ある人の自由な幸福追求が他者のそれを抑える場合である。その中で他者の心身を傷つける場合は、すでに社会形成時にも明白に予想されたことであるので、その時点ですでに相互の安全の保障として義務の範囲に含まれるものとして合意される。しかし、ある人の自由な幸福追求の行為が、それほど明白ではないが、他者のそれを妨げる場合が生じるかもしれない。したがって、この行動次元において、自由な幸福追求の行動に対してもう一つの制約が新たに必要となる。すなわち、幸福追求のために行う自由な行動が、他者の心身を直接傷つけるものではなくても、他者の同様な行動を妨げる場合は、それをしてはいけない（他者の自由と両立する自由＝平等な自由¹⁴⁾のみが許される）、というルールが必要となり、これに反する行動は禁止されることになる。市民社会において各人が幸福追求のために行う自由な行動には、言論、思想、宗教、経済（職業選択の自由、私有財産の保護など）などの行動がある。これらはこの社会の成り立ち、目的から、できるだけ大きな自由が許されるべきものであるが、上の理由によって、あ

14) J.ロールズ (1971) にも、現代社会におけるあるべき重要な二つのルールの一つとして平等な自由が挙げられている。ロールズによるその導出の仕方については同書を参照のこと。

る人にとってある行動が幸福をもたらす行動であっても、それが同時に他者の幸福追求の自由を妨害するものである場合は、その行動は認められないことになる。たとえば言論の自由について、ある発言が根拠のない主張であって、他者の守られるべきものとしての名誉を棄損するものである場合、それは社会的合意によって禁止されるのである。こうして、社会形成時には**相互の安全保障**、**独裁者の否定**、**政府の形成・維持の三つの義務**が形成され、その上で、その社会内での各人の自由な行動に関して、各人の自由な幸福追求の範囲を決めるものとして**平等な自由**の原理が選択、形成されることになる。

これらの義務と自由の具体的な内容、すなわち、これらを具体的にどのように実施するかは、その時の人間がおかれる環境によって異なりうる。たとえば相互の安全保障の一つとして、現在では最低限の生存それ自体を政府の行動によって保証するという社会保障が行われているが、これは市場経済の発達に伴う景気の急激な変化等の社会的な経済活動の変化によって一挙に大量の人が困窮状態に陥るといふ、以前から見ると新しい環境変化が起きたことがその大きな契機となって生まれたものである。

このように、市民社会の形成時には上のような基本的なルールが作られる。これらのルールの上に、また、これらのルールの範囲内で、人間は自由に自らの幸福を追求できる。たとえば各人は誰と、どのような協力を行うかを自由に決めることができる。

基本的行動ルールへの賛否と社会形成からの離脱の権利

以上は、社会の成立・形成時に行われる行為についての考察であった。われわれはその時点での当事者の立場に身を置き、そこで形成されるであろう最初のルールを考察した。しかし、社会形成のために集まった人々の中には、上で考えた義務と自由に関するルールに賛成できない者、またはそれ以外のルールを望む者がいるかもしれない。たとえば、独裁者の否定に関して、自分は独裁者の登場を阻止するルールは必要としない、自分は独裁者と

なる可能性が開かれている社会を望む、もしかりにそのために自分が奴隷の立場におかれる結果となってもそれを受け入れる、というルールを選ぶ人がいるかもしれない。

上で見た義務と自由に関する行動原理・ルールは人間社会の歴史的経験から見ておそらく大多数の人が社会形成のための基本ルールとして選ぶであろうと考えられるが、しかし、これらを受け入れられない人がいるかもしれない可能性は直ちには否定できないであろう。

その場合は、これらの案に賛成できない人間は、この社会の形成から離れる権利が保障されなければならない。また、当初、そのルールに賛成しても、その後反対の立場に変わる場合、また、当初合意されたルールそのものが変更されるときにそれに賛成できない場合、も同様である。また、新たに生まれた人間が現存するルールに賛成できない場合も、やはりその社会を離れる権利が保証されねばならない。なぜならば、これらの基本的ルールはその社会に生きる人々の行動に、その人生の隅々にまで非常に大きな影響を与えるものであるからである。そこに集まった人々は平等な存在として集まっている。そして彼らは全員がある社会をつくる権利と、作らない権利の両方を平等に持って集まっている。したがって、社会形成時にはすべての参加者に対してこうした「離れる」権利を前もって保障しておく必要がある。

では、その社会を離れる権利とは何か。それは他の人々が合意したその社会のルールの適用を受けず、孤立して生きるか、別のルールをもつ社会をつくる権利である。その権利を保障するとはそれが可能な条件を作ることである。この可能な条件の核心は自然資源の平等な分配であり、離れる人に対しても自然資源に対する平等な権利を認めるということである。その代表例は土地である。もちろんここで土地とはある程度以上の肥沃度、鉱産物をもつものを指している。人間が生きるための最も基本的な必要物は土地である。ここで問題とする社会形成時には社会形成のために集まった人々の前には彼らの自由にできる土地が存在することが前提されている。そもそも土地を含む自然資源は人間にとって地球がもたらす恵み、与件として存在する

ものであるから、それを利用する際にはその利用権は全員が平等に持っているとして想定する以外にない。そしてまた土地を含むその社会が現在持っている、または将来増やすであろう富一般の分配のルールは当然この社会形成時の重要な合意対象となる。よってこのような富の一部としての土地に対してもそこに集まった人々全員が同等の所有権を持っていると考えるべきである¹⁵⁾。

したがって、社会の形成時点では各人がその集団が所有する土地に対して同等な所有権を持っているのであるから、その集団が社会の基本ルールを決める際に、その集団がもし二つに分かれて上の二つの基本ルール（義務と自由の内容）についてそれぞれ別のルールに合意する場合には、両者がそれぞれ人口に応じて当初の土地を分け、その上で別の社会をつくるべきである。なお、このように土地を分ける場合でも、実際に社会形成の時点で土地をめぐって歴史的に具体的に起こりうる状況としては、両社会をそれぞれ選択した人々によって一部の土地がすでに私有地として所有されており、残りの部分が公有地である場合が想定される。この場合、実現が容易であるゆえに選ばれる可能性が高いであろう分配ルールは、それぞれの集団の構成員がすでに所有している土地はそのまま引き続き所有させ、公有地部分を人口割りで分けるという方法であろう。この場合、二つの集団の構成員はそれぞれ黒白の市松模様のように入り乱れた土地を所有することになろう。もしこの状態をそれぞれの集団が不便と感じる場合は、土地の交換によってそれぞれの集団の土地を集合させることが一つの選択肢となる。

ルールの重要性和多数決の適用範囲について

以上の社会形成時に求められる行動原理、ルールはその当事者の幸福追求に非常に大きく影響するものであるから、そこでのルールの決め方は**全員一**

15) ただしこの平等な利用権から出発して後に、その自由な利用の連鎖の結果、その所有状態に不均等が生じる場合は、それをその社会がどこまで認めるかはその社会が決めるルールによる。

致の方法以外にない。上で見た、もしそれに賛成できない場合は「離れる」権利が認められねばならない、ということは、この問題の重要性故であり、また、この場合、ある社会であるルールが成立する場合は、それを認めないものはすべてそこから離れている（別の社会を形成している）ので、その社会を構成するものはすべてそれに合意していることになる、すなわち全員一致がそこでの決定方法となっている¹⁶⁾。

さて、現実の社会では、こうした最重要なルール以外の、それほど重要でないルールも存在する。これは、そのルールが各人に与える影響が十分軽度であるので各人がそのルールの結果に賛成できなくてもその社会から離脱したいと思わないルールである。たとえばある時点で道路交通法が変わり、それまでの「歩行者は右側を通る」というルールが左側に変ったとしても、それは社会構成員の誰かをしてその社会から離脱させたいと思わせることはないであろう。こうしたルールについてはどのような決め方がおこなわれるであろうか。

「そのルールを運用した結果、どういう結果が出ても、誰もその社会を離脱することを考えねばならないほどの大きな影響は生まれえないという意味で重要性の低い問題」を扱うルールはどのように決めたらよいか。その答えは多数決で決めることができる、というものである。一般的にどのようなルールの決定に関しても全員一致を目指して議論を続けることはできる。しかし、それはその行為に伴う時間等の損失も考慮せねばならない。よって、この種の軽度な問題は、全員一致に至るまでの議論の期間を区切るなどした上で、その期間の最後に**多数決**で決めることが合意されるであろう。

さて、多数決は功利主義の原理と似ているように見える。両者ともに多数者という概念を重視するからである。しかし、目的においては、功利主義は

16) ロールズは社会形成期のルール形成方法の考察において、基本的ルールについてはある集団内の全員一致の合意が必要である、さもなくば社会は形成され得ない、と考え、この全員一致のためには無知のヴェールの採用が必要である、と考えを進めた（(1971), Chap.1, Section 3）。私はこれと異なり、分かれた後の各集団内の全員一致でよいと考えている。

関係者全員の幸福を集計し、それを最大化することを目指すものであるが、多数決にはこの動機と手順は存在しない。それはもたらされる結果を考慮しない。あるいは直接考慮しない。多数決は、ある行動（政府の政策も含む）がなされるべきか否かを定めるものであるが、それは必ずしも社会全体の利益が増えることを目指さなくてよい。その意味でそれは問題となる行動によって多数の人が利益、幸福を得るかもしれないが、残る少数者の側にそれ以上の不利益、不幸が生じることを許す原理である。多数決の過程で参加者が社会全体の幸福を考慮することは否定されないが、それは各人の自由にまかされる。したがって、多数決は、決定参加者がすべて功利主義の原理に基づいて行動している場合を除けば、自愛（Self-Love, Self-Interest）の原理に基づく行動となる。その意味でそれは功利主義の原理には依拠しない。

この意味で多数決という行動は功利主義の行動とは異なりうる。前者は後者を含みうるが、別のものとなりうるものである。なお、功利主義の原理があてはまるのはすでにみたように、生死がかかっているといった非常に重要な問題に関して、集団間の利害が明らかに異なっており、かつ多数派集団の決定力が優位にある問題状況の場合にのみ適用しうるものであった。多数決は上述のように重要性の低い問題に対して適用されるものであることもまた両者のもう一つの相違点となる。その意味では、現在においても、以下のような問題が、社会構成員に市民社会成立時の政治、経済の状況においてと同様な影響を及ぼすものと判断される場合には、それらは上述の社会形成時に求められる最重要なルールの範囲に入るのであるから、それらを多数決によって決めることはできない。それらは全員一致によって決められるべきであり、それらはまた先述の「離れる権利」を伴うものとなる。

（多数決原理の対象とならない問題事例としては次のようなものが考えられる）

安全…例えば他国との交戦、軍事同盟の是非、罰則の重さとしての死刑の是非、原発の継続の是非、等
義務…税の負担原則のあり方、社会保障の基本原則のあり方、等

自由…労使間の交渉力の不均等による実質的に不自由な雇用契約の是非、
等

結論

以上の考察の結果から次のことが結論される。功利主義には、将来の人間の性質を予測することの困難性と、同一時点における複数集団から対象集団を選択する原理の欠如から、一般的原理としては、対象とする集団を時間的、空間的に確定できないという欠陥をもつ。しかし、それは求める精確性の時限を一段低くするならば、同時点集団内における、幸福の量が明確に異なる対立集団が存在する状況に適用される原理としては有用である。その一例は封建制社会の末期における市民革命の是非への適用である。社会契約の原理は、市民社会成立時に必要となる初発的、基本的なルールが求められる問題状況において必要となり、また実際に適用される原理であり、それは相互の安全、独裁者の否定、政府の形成・維持、平等な自由のルールを作り上げる。これらのルールの形成にはその重要性より全員一致を必要とし、反対者には「離れる権利」が保障される。その上で、多数決原理は全員一致を必要としない程度の重要性の低い問題状況に対してのみ適用されうる。

(2013・10・17)

参考文献一覧

- ・ Bentham, Jeremy (1823), *A Fragment on Government and an Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, (first printed in 1780, first published in 1789, and second edition in 1823) Blackwell's Political Text, Oxford, 1948. 邦訳『道徳及び立法の諸原理序説』山下重一訳、『世界の名著』関嘉彦編、中央公論社、1967年
- ・ Hobbes, Thomas (1651), *Leviathan*, BPC hazel Books Ltd., 1968. 邦訳、永井道雄『リヴァイアサン』、宗片邦義編『世界の名著23 ホッブズ』中央公論社、1971年

- ・ Rawls, John (1971), *A Theory of Justice*, Harvard University Press. 矢島鈞次他訳『正義論』紀伊国屋書店, 1979年
- ・ Sidgwick, Henry (1907), *The Methods of Ethics*, ((1966), An unabridged and unaltered republication of the seventh (1907) edition, as published by Macmillan and Company, Limited., Dover Publications, Inc., New York
- ・ 塚田広人 (2009)『社会システムとしての市場経済』第2版, 成文堂
- ・ 渡邊幹雄 (2001)『ロールズ正義論再説——その問題と変遷の各論的考察』春秋社